

明治期における製糸工女の 教育にかかわる諸問題 (I)

—再び信州における勤労青少年教育史の一端として—

神 津 善 三 郎

はじめに

これまで、私は本学紀要20号・21号・22号において、信州における勤労青少年教育史の一端として、貧民子女の就学督責対策と子守教育について資料にもとづいて考察し、その間慶応義塾大学「哲学」第50集と、日本教育史学会大会において、子守教育の発想とその実態（日本教育史学会紀要第11号に資料紹介）について発表してきた。これをもって、いちおう本県における就学督責対策と、それにかかわる子守教育については一段落したものと考えられるが、(資料面からは、まだ十分とはいえないが)、なお本県における勤労青少年の教育の歴史を、就学督責問題との関連において考察するとすれば、その中心的役割を果たしたと考えられる「実業補習学校」(後述)は別として、なおそこに一つの重要な問題が残されていることに気づく。それは、明治・大正・昭和の初期を通じて、日本一・世界一を誇り、わが国最大の輸出産業として紡績業とならび日本の資本主義の発達を担ってきた、本県の器械製糸産業に従事したところの多くの女子労働者の就学問題と、その代位的機能を果たすべき教育(工女教育)の問題である。

さて、子守教育なるものの発想については、大体二様の解釈ができたのであるが、いずれにしても、それが日本的な資本主義の半封建的本質ゆえに生じた教育(制度)上の矛盾として、その底辺的存在としての姿を露呈したものであるとすれば、「日本之下層社会」(明治32年発行)・「職工事情」(明治36年農商務省商工局編)に明らかにされてきた紡績女工・製糸工女の実態も、また単に労働政策の問題としてのみならず、多くの教育上の諸問題をもつものといえよう。すなわち、農民収奪・農民分解という犠牲の上になされていく資本の本源的蓄積過程と、絶対主義との構合のうちに発達していく産業資本主義・金融資本主義の発達過程は、農民のプロレタリア化という現実をもたらし、その現実には、農民即貧民をして低賃金年少労働者としての義務教育未了(半途退学か不就学)の子女を多く存在せしめたことを、以上の名著は明らかにしている。彼ら子女は村にいても家にいても、年少労働力としての役割を担わなければならない

が、それよりも、いわゆる家での「口べらし」として、すなわち窮迫販売としての労働力として、家計補助労働者として村から町に流出していかざるをえなかったのである。就中、すでに明治12年10人繰り以上の工場358を有し(全国製糸工場数は688)、30年代には全国器械製糸工場の3分の1を有し、職工徒弟10人以上使用する工場613、その職工数3万人を越える(明治28年37,147人、明治37年14歳未満1,517人、14歳以上36,189人 長野県統計書より、女工数のみ)という事実を考える時、そして、これら製糸工女の実態が

生糸工女ノ教育ノ程度ハ紡績工女ニ比シテ大差ナシ、生糸工場ニ在テハ工場内各種ノ揭示ハ仮名ヲ以テ記シタル処多ク工女ガ郷里ニ送ル書面ハ工場事務員之ヲ代書シ又父兄ヨリノ信書ハ自ラ之ヲ読ム能ハス工場事務員之ヲ代読スルヲ通例トスルコト前ニ之ヲ述ベタリ願フニ生糸工女ナル者ハ下層社会ノ女子ナルカ故ニ普通教育ノ彼等ノ間ニ普及セサルコトハ固ヨリ怪ムニ足ラス¹⁾

とするならば、本県における明治期の製糸工女の問題は、単に労働政策上の問題に限られるものではなく、教育上の諸問題をもつものとして等閑視できないであろう。いなむしろ、この期における労働力問題との深いかわりにおいて、特に年少労働力造出という問題において、教育の問題が、いっそう重視されなければならない。

ところが、工女教育といっても「富岡日記」「同後記」の横田英子の例にみられるように、製糸技術を女工に伝習する意味での教育と、その伝習の役割を果たすべき、いわゆる「教婦」の養成を目的とする教育という、主に企業主の側から要求される技術的教育の面と、さきに述べたごとき、年少女子労働力の造出という問題にかかわる義務教育未就学・不就学者としての製糸工女を主体としてとらえた教育の面という二面がある。本論における中心的課題は、もちろん後者にあることはいうまでもないが、その前提として、義務教育未就学・不就学としての

年少女子労働力が、県下各郡下において、いかなる基盤から、いかように造出されてきたかを、統計的資料の面から明らかにしてみたい。然し此の稿においては、紙数の関係上、この年少女子労働力造出過程の問題は次稿にゆずりたい。

I 「工女」養成のための教育

——工女私底の問題と関連して——

信濃蚕糸業史は「製糸工女の養成」について、つぎのごとく詳しく報じている。

製糸業の発達に伴う工場の増設と益数の増加とは工女の需要を益々多からしむるも其供給は之に伴はず隨而工女募集難に陥り工女争奪戦の展開せらるるに至れる事は別項に述ぶる所の如し。かかる状態においては工女素質の低下は不得止現象なりと雖も、時代の進運、製糸技術の進歩に伴い益々優良なる生糸を要求せらるる現代にありては製糸技術を改善して其品行の向上を図ると共に一面製糸能率を増進せしめて生産費の低減を計る事は製糸経営上極めて緊要の事に属するのみならず其工女の大部分は妙齡の婦女にして他日農村家庭の主婦として立つべき最も貴重なる人なるを以て之が教養に努むることは社会政策上忽緒に附す可らざるが故に明治43年以来製糸技術員派遣規程を設け製糸工女の養成を奨励したるに其成績佳良なりしかば技術員の派遣を請ふ者逐年増加し其結果本県製糸の品位を向上せしめたる功頗る大なるものあり。

明治期後半から大正期にかけて日本輸出産業の主翼にならざる生糸生産（輸出総額の3分の1を下ることはなかった）、のためには、「生産費の低減を計る」という経営策と、天皇制絶対主義下の従順なる労働力養成という教化的社会政策（社会主義思想運動に対して）という二面からの要求が、ここによくあらわれている。このことは今ここに論ずるまでもなく、問題は器械製糸（技術）の発達にともない、何故、後世にまで忌むべき話として伝えられる「工女争奪戦」（特に日清戦争前後より激しくなった）にみられるような工女労働力が不足してきたのか。不足をもたらしたということは、製糸工女の労働力が、いわゆる熟練労働力として評価されるべきなのか。そのように評価されるとするならば、冒頭1)に引用したような義務教育未就学・不就学の年少の子女の労働力は、どのように解釈すべきかという問題が残る。

製糸工場労働者中女子労働者が圧倒的比重（90%以上）を占めることは、他の繊維産業と同様であるが、然

しその労働が果してどの程度の熟練を要するものか、すなわち技術的伝習期間を、どの程度必要とするかということが問題となる。渡部徹氏は「明治前期の労働力市場形成をめぐる」（昭和28年）³⁾のなかで、

その場合勿論ここでも熟練労働力とそうでないものとを区別することが必要であるが男子に比べ就業部門がおのづから制限されるだけでなく、たとへば製糸では「伝習期間百50日」（明治12年「金沢製糸社改定社則」）⁴⁾ていど、紡績では3ヶ月ていどで一人前となるから、男子の場合とは相対的に区別の重要性が少いので殊更区別せず一括して扱ふ

と述べているが、このことは、果して明治前期の器械製糸始業期の段階でのことであって、「男子の場合とは相対的に区別の重要性が少い」とはいえ、明治10年代の製糸業の作業日数が、明治14年で140日、明治16年で153日、同18年で198日、同20年で203日とすれば義務教育未就学・不就学の年少労働力を大量に雇傭して、例へば明治16年平野村内工女総数975人の内、15歳以下の子供が426人を占めていたごとく、それでなお150日の伝習期間を必要とするならば、賃銀の問題は別としても、その経営の合理化を考えるならば、定説となっている超長時間労働によるのみしか、それにみあう方法はなかったというべきだろうか。然し器械製糸の急激な発達と技術の進歩発展にともない「工女の素質」向上は、各企業主の切望するところであったが、それは富岡後記「六工社工女の選み方並に工女取締」の時代とはちがって、いわゆる「機械工女」「浮浪工女」とよばれる者が、特に「工女争奪戦」の渦巻のなかにあらわれてきたことは、わが國の宿命的な労働力市場の問題もさることながら、工女の素質向上を、単に技術的伝習の面と、原生的労使関係のなかにおいて、なお道徳的信義にもとづく雇傭関係を求めるという発想に依存し、根本的な初等普通教育の普及徹底によって、それを計るという発想が全くみられなかったことからすれば当然のことであらう。

明治11年6月、伊那郡の生糸製造人北原は時の長野県令檜崎に、

……惜ムラクハ工女召雇法未ダ一定セズ為メニ大ナル妨害アリ抑モ其原因ヲ接スルニ從來製糸工女ト唱フル者ハ専ラ窮民ヨリ糊口ノ為メニ出デ愧陋陋風恣ニナルヲ悦喜シ御國産ノ向者タルモ辨マエズ憚々トシテーツモ功効モナク荏苒星霜ヲ越エ今ニ於テ漸ク民心發明シ婦女子アルモノハ舉而此業ニ就カザルナク日々月々ニ効業ヲ起スノ情態アリト雖モ蠲心未ダ洗除セズ

稍モスレバ旧習ヲ慕ヒ製造上緊用ノ注意ヲ加レバ彼等ハ卑屈ナリ遊戯スルコト能ハズ同等ノ日当ヲ得ソニハ勤勞少キ家ニシクナシ、此家ハ日当ニ違アリ直チニ去ルベシト甚シキニ至而已レ一人而已ナラズ衆女ヲ煽動シテ遍ク一日モ勉強スルコトナク今日ハ甲ノ製糸家明日ハ乙ノ製糸家ト移リ正路ニ製造候者迄モ之レガ為メニ失敗ヲ招キ⁷⁾

と嘆願し、「工女雇入規則」を上申し⁸⁾

女ハ其父兄タル者ニ相對契約ノ上必ズ年限ヲ定メ少クトモ三ヶ年以上ヲ取結ビ雇入度候、但シ疾病縁談等ニ依テ退身ヲ乞フ者ハ此限ニアラス

一 工女給料ノ儀ハ一等ヨリ六等位迄ニ分別シ一等工女齒量一件ニ付三錢三厘ヲ定額トシ……五等六等ニ及ンデハ各製糸適宜ニヨルト雖モ四等位迄ハ確然ト取定置申度候

一 甲ノ製糸家ニ於テ一度約ヲ結ビ雇入ル、ノ以上謂レナク乙家へ転ズルトキハ乙家直チニ報知スルハ勿論ナリト雖モ若シ其儘拾置時ハ速カニ引戻スノ權ヲ有スル様仕度候

一 教授ノ為メ乙家ニ於テ甲家ノ工女ヲ依頼シ伝習ヲ受度者ハ其事情ヲ述べ公然ト依頼スベク甲家ニ於テモ能ク是レヲ斟酌シ其授業上最モ功效アル者ヲ貸渡シ共ニ注意心実ヲ尽シ候様仕度候⁹⁾

と。これが明治期器械製糸始業期における工女私底の対応策として、賃金体系の協定（この通り実施されたかどうかは別問題）と、技能伝習のために熟練工女の貸渡し協定の必要を述べた最初の正式の文書と思われるが、本格的な工女争奪戦が始まるのは、わが国繊維産業の特徴である「拘禁の寄宿舎制度」が一般化する明治20年代に入り、25年頃から激烈になるのである。

明治21年、長野県蚕糸業組合に於ては、「工男女使傭規程」¹⁰⁾を定め、その認可願を県知事に提出、直ちに書面認可されているが、その使傭規程のなかで、

第五項 工男女ヲ傭入スルトキハ傭主被傭主協議ノ上（最初養成ノ時ハ五ヶ年以内普通工男女ハ二ヶ年以内）傭期限ヲ定メ工男女ノ父兄若シクハ身元引受人ノ連署ヲ為シタル書面ニ双方調印シ工男女証ヲ添ヘ組合事務所へ届出ヅベシ……

第十二項 工男女ノ給料ハ毎年各組合通常会ニ於テ支給額ヲ定ムベシ

第十七項 各工場ニ於テハ就業中放歌雑談ヲ禁シ専ラ工男女ノ品行ヲ順正ナラシムベシ

第十八項 就業時間外ト雖モ可成工女ノ外出ヲ停メ裁縫及習字ヲ授ケ傍ラ平易ノ修身ヲ談ジ努メテ婦徳ヲ涵養スベシ但シ運動ノ際ハ風俗上ニ害ナキ遊戯ヲ為サシムヘシ

第十九項 各工場ニ於テハ通ヒ工女時限簿ヲ製シ^(マ)修業ノ後其時間ヲ記載シ、工女ニ附与シ之レニ父兄ノ檢印ヲ受ケ翌朝工場ニ返付セシムベシ¹¹⁾

と定めているが、第五項にみられるごとく、その技能養成期間の必要性と、それにみあう雇傭期限を定め（ある期間を用いて養成した限りは、5ヶ年自分の処に引き止めておかなければ損をする）、そして第18項にみられるごとく、ようやく工女の素質向上を低度の初等普通教育によって計らんとする意もみられるが、それが「拘禁の寄宿舎制度」の一手段を兼ねるとともに、その実際は、

終業後十二時間読書作文算術習字裁縫等ノ教授ヲナスノ仕組ナリ今日ニ於テハ何レノ工場ニ於テモ多少此種ノ設備ナキニ非ルモ多クハ形式ニ止リ實際規則正シク教授ヲナスモノハ極メテ稀有ナリ願フニ工場ノ労働時間ハ概シテ十二時間ナリ成年ノ職工ニ在リテモ之ヲ以テ輕易業ト云フコトヲ得ス況ンヤ幼少者ニシテ此ノ長時間ノ労働ヲナシタル後ハ心神疲労シテ到底教室ニ入ルノ勇氣アル者ハ甚タ少カルヘシ縱令ヒ教室ニ在ルモ熱心ニ業ヲ受クルコト能ハサルハ言フ俟タサレハ教育設備ニシテ如何ニ完全ナルモ労働時間ヲ減少シタル後ニ非レハ決シテ之ヲ有効ニ用ユル能サルナリ況ヤ其設備ノ完ラサルニ於テオヤ……¹²⁾

という紡織工女の実態と、なんら異なるところはなかったであろう。つづいて明治34年、下諏訪郡下三ヶ村の製糸業者は同盟会を作り、翌35年12月正式に製糸同盟会の成立をみるとともに工女争奪を禁ずる申合せ「規約書」¹³⁾を増補決定している。（最初の申合せ規約は18ヶ条で秘密にされていたと、いわれるが、大正9年は37章293条よりなる膨大なものとなる）、この規約書は大正末期までには、更に何回もの増補改定がされるが、大正15年、時代の趨勢はそれを許さず（職工の権利はく奪という世論におされ）、県当局によって廃止されるまで続くのであるが、この規約書のなかにも

第3条 同盟者中ハ他ノ家ニ於テ前年度夏挽ニ五日以上入場シタル工男女ハ其翌年迄ヶ年ハ雇入ヲナス事ヲ得ス但シ婚姻ノ事實アリテ転籍シタルモノハ此限ニアラス

伝習工女ハ初年ヨリ三ヶ年間ヲ其家ノ伝習工女トシ

第1表

勤続年限別	須坂地方		松代地方		上諏訪地方		下諏訪地方		総計	百分比例
	男	女	男	女	男	女	男	女		
6ヶ月未満	22	399	19	139	44	346	46	491	1,447	10%
1年未満	55	532	5	119	51	662	187	1,549	3,160	24
2年未満	26	527	8	160	37	461	102	1,291	2,612	19
3年未満	23	576	15	211	19	240	95	1,240	2,419	18
5年未満	35	662	10	129	28	326	80	961	2,231	16
5年以上	50	655	26	116	35	182	82	605	1,751	13
計	212	3,291	83	874	214	2,217	592	6,137	13,620	100

長野県205ノ工場13,620ノ職工ニ就イテ

第2表

年令区分	年度別								
	M 37	M 38	M 39	M 40	M 41	M 42	M 44	M 45	
14才未満工女数	1,517	1,684	2,048	3,008	2,845	2,063	5,107	5,797	
14才以上工女数	36,189	36,682	37,952	46,044	42,915	45,897	42,030	57,151	

注 この表は、長野県統計書より作製したものであるが、M37~42年までの14才未満の工女数が、M44・45年よりはるかに少いのは、調査対象工場の範囲によるものと考えられるが、実際はM44・45年よりはるかに多いものと推測される。それは平野村誌下巻(p.410)の大正2年よりの村内製糸工女年令別調(役場書類中)によれば、大正7年全工女数24,051人中、14才未満工女数は3,110人で、約13%、昭和3年全工女数23,536人中、14才未満は3,507人で、約15%を、それぞれ全工女数の1割以上を占めている。而も義務教育の就学率等の問題から考えて、M37~42年頃の14才未満の工女数は、全工女数の15%~20%を占めていたのではないかと推測される。この点については、義務教育就学率・中退率・卒業率及び高等小学の入学率・卒業率を次稿において明らかにすることによって、なおいっそう明らかにされるであろう。

此期間中2ケ年他へ就業セサレハ雇入スル事ヲ得ス伝習工女ニシテ2ケ所以上ニ就業シタルモノハ就業日数ノ多キヲ以テ権利アルモノトス¹⁴⁾

と、製糸技術を身につけた伝習工女の温存とその必要性を述べている。

以上みてきたごとく、熟練優良工女となりうる伝習工女が、器械製糸の改良発達にともなって、益々必要になると同時に、この伝習工女によって監督指導されたところの素質ある工女が、各工場において大量必要になることはいうまでもない。然し、それらある程度技能を身につけた経験工女が、忌むしい話を後世に伝えるごとき工女争戦のなかで絶対的に不足するという事は、第1表の工女の勤続年限の調査(明治34年)よりみて、¹⁵⁾ 勤続年数1ケ年未満が34%を占め、2ケ年未満を合すれば53%と半数以上を占めるという事実からしても当然のことと考えられるが、それでもなお、第2表にみられるごとく14歳未満の年少者を大量に雇傭してこの伝習工女によって技能を習得させながら、いわゆる養成工女として生産にたづさわらせなければならなかつ

たところに、日本の労働力の需要供給に関する悪循環的な本質の問題が、ひそんでいたというべきであろう。この悪循環を経営の面から断ち切り合理化を計ろうとすれば、「拘禁的寄宿舎制度」の一般化と、さきにみたような(9)を参照)賃金の等級を六等位までも分け、その上賞罰採点法を設けたり、皆勤賞或いは割増金を与えるという制度まで設けざるをえなかったことは当然であろうが、

ここに注意すべきは輸出市場の景況に応じて、それに応ずる経営策と採点標準をとる傾のあったことである。即ち糸況良好の際は一般に多量生産能率増進を目的とし、線目、糸目に重きをおき、不良時には品質本位の策を立て織度粗製等の検査採点を厳しくした¹⁶⁾

ということになれば、大量の14才未満の義務教育未了或いは不就学の年少労働力を、養成工女として雇傭していても、なお生産費軽減という経営策にとっては、みあうものであったろう。しかも、これら大量の年少労働力が、明治末期から大正期にかけても、それ程減少しなかつ

ったということの裏には、彼らがいわゆる経験ある可動性のある労働力となりえなかった、わが国の労働力市場の根本問題があったというべきであろう。すなわち、わが国労働力市場としての農民をして、依然として小作貧農として生産手段から分離されず、土地にしがみつきのがらの小農維持政策による半封建的生産関係から生れる窮迫販売・家計補助的、出稼ぎ労働力たらしめた、二律背反的な天皇制絶対主義と資本主義との、奇妙な媾合のうちに生みだされた根本的矛盾の一つの象徴がそこにあったといえよう。

さて、以上のごとき労働力市場・労働力配給機構の根本的矛盾のなかでは、

熟練せる工女の引止策として永続賞金の制度・同盟組合の登録制度等を設けてこれが防止に力めたけれども、大体に於て勤続年数は低下する傾であった¹⁷⁾

とならざるをえなかった。然し、なんとしても工女の獲得と熟練工女の養成は企業主にとっては緊喫のことであった。かくして、明治44年本県製糸業者は、政府より製糸工女に関する取締規程を發布されんことを要望せざるをえなくなった。

製糸業ノ発達ニ伴ヒ製糸工女ノ欠乏益々甚シク其結果今ヤ何レモ優良工女ヲ得ントシ種々ノ手段ヲ構ヘ他ノ養成シタル者及既ニ契約シタル工女ト雖モ盛シニ掠奪スクノ如クナルヲ以テ近時各製糸場何レモ工女ノ養成ニ努メズ又工女ハ何レモ業ニ忠実ナラズ只目前ノ小康ト賃銀ノ高カラシムコトニノミ汲トセリ從テ徒ニ生産費ノ増加ヲ来スノミニシテ生糸ノ品質粗悪ニ糸量減耗シス業經營上寒心ニ堪ヘザルモノアルノミナラズ國家經濟トシテ亦憂フベキ大事ナルヲ信ズ故ニ本県ハ之等ノ弊害ヲ防止センガ為サキニ工女ニ関スル取締規則ヲ發布シタルモ此問題ハ独リ本県内ニ於テノミノ關係ニアラズ各府県ニ亘リ廣ク之ガ実行ヲ期スルニアラズンバ効果極メテ尠ナルヲ知レリ故ニ速カニ之等弊害ヲ剪除シ製糸業ノ發展ヲ期スルニ足ルベキヤ取締規程ヲ国トシテ發布セラレンコトヲ望ム¹⁸⁾

この要望には、施行期日も明示されない骨抜き法案といわれ、同年3月制定公布された「工場法」への牽制の意味があったかもしれないが、企業主にとっては輸出産業の資本の競争に打ち勝つためには、良質生糸の生産をあげるための優良工女と、大量の年少労働力としての養成工女（工場法においては、12才未満の就業禁止と満15歳未満及女子を保護職工と定め就業時間1日12時間、夜

業禁止を定めているが、15年間もの経過規程が認められている驚くべき法律であったことは周知の通りである）が、喉から手が出る程ほしかつたにちがいない。このような要望に応ずるかのように県当局は工女を養成するために、その前年（43年）「製糸技術員派遣規程」¹⁹⁾を設け、製糸工女養成所の開設した所に技術員を派遣したのである。然しこの派遣規程は大正8年3月告示されたものであって、それ以前には、はたして養成所において、どのような教育が行われたかは明らかでないが、いちおう参考のためこの規程をみるならば

第一条 本規程ノ定ムル所ニ依リ製糸工女ヲ養成セムトスル者ニハ其ノ申請ニ基キ製糸技術員ヲ派遣ス但シ其ノ申請ニシテ予定数ヲ超ユル場合ハ此ノ限ニアラズ

前項ノ外傭聘者ノ申請ニ依リ其ノ傭聘ニ係ル技術員ニシテ左ノ各号ニ該当スル者ニ対シ本県製糸技術員ヲ囑託スルコトアルヘシ

- 一 二十才以上ノ女子ナルコト
- 二 東京高等蚕糸学校教婦養成科卒業又ハ之レト同等以上ノ技能ヲ有スルコト
- 三 身体健全志操堅実ナルコト

第二条 技術員ノ派遣又ハ其囑託ヲ申請セムトスル者ハ製糸業者又ハ製糸ニ関スル団体ニシテ定員二十名以上ノ製糸工女養成所ヲ設置スルモノタルコトヲ要ス

第三条 工女ノ養成ノ期間ハ一箇年トシ四月ヨリ翌年三月迄トス

第四条 養成工女ハ左ノ各号ニ該当スル者タルコトヲ要ス

- 一 十二歳以上ニシテ尋常小学校卒業又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スルコト
- 二 本県内ニ於テ製糸工女タラントスル志望確實ナルコト
- 三 品行方正ニシテ身体健全ナルコト

第六条 工女養成所ニ於テハ其養成工女ニ修身及製糸ニ関スル学科並技術ヲ左表ニヨリ修得セシムヘシ

科目	第一期（入所後三ヶ月間）	第二期（第一期終了後三ヶ月間）	第三期
修身	一週二時間	一週一時間	一週同上
製糸法	一週五時間	一週二時間	一週同上
製糸実習	毎日十二時間以内	毎日十三時間以内	毎日十四時間以内

第八条 技術員ノ派遣ヲ受ケムトスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ具シ毎年二月末日迄ニ知事ニ願フヘシ

- 一 工女養成所ノ位置、建物ノ種類別、坪数及平面図、
- 二 工女養成所ノ繰糸釜数、
- 三 養成工女ノ員

数、四 工女養成所規程、五 養成ニ必要ナル設備ノ大要、六 工女養成所管理者ノ住所氏名

製糸技術員ノ嘱託ヲ請ハムトスル者は前号ノ外当該技術員ノ履歴ヲ具シ毎年四月末日迄ニ知事ニ願フベシ²⁰⁾

以上が本規程の大略であるが、この附則第19条に明治43年告示第72号は之を廃止すとあるところからすれば、これより以前に簡易な規程があったものと考えられるが明らかでない。この間の事情については、本規程の前文に

内外の形勢如斯なりしかば、本県当局に於ても明治四十三年（宮沢技師の談によれば四十二年四月）始めて製糸専門の技師一名（藤崎卓爾）技手一名を置き指導奨励の任に当らしめ同時に教婦六名を置いて製糸工女養成に従事せしめたるに其効果大なりしを以て大正四年以来技手の員数を増して十二名となし大正八年に至りては主任技師一名技手男二名女二十名を常置し製糸技術員派遣規程に依り製糸工女養成所を設置したる者に対して……²¹⁾

とあるが、すでに明治末期に至っても、いかに製糸王国を誇る本県の行政当局自身が製糸技術向上のために、それ相応の施策をもたなかったかがうかがえるのである。従って、派遣規程にみられる技術員ならびにその嘱託員の資格をみても、それは殆んど経験ある優良工女が当たったものと考えられる。このことは本規程第8条をみれば明らかである。また有資格者としての東京高等蚕糸学校教婦養成科は、この規程告示と同年の設立であり、本県の上田高等蚕糸専門学校の教婦養成科は、それよりおくれた昭和6年の設立である。更に養成の対象たる工女は、第4条の1にみられるごとく「12歳以上ニシテ尋常小学校卒業又ハ之ト同等以上ノ労力ヲ有スルコト」となっているが、すでに尋常小学校6ケ年、高等小学校2ケ年がある程度定着してきている折、この程度の学力の者が対象にされたということは、この「工女養成所」が優良工女の養成が直接の目的であったのか、即席の養成工女が目的であったのかと迷わざるを得ない。もし、そのように考えなければ、さきの信濃蚕糸業史に掲げられた（引用文2）につづいて）大量の年次別養成所数並びに修了者数（大正元年養成所数25、修了者数1057人²²⁾の実態が解釈できない。

ところが、いっぽう此の期に及んで（明治末期から大正期）、最も必要とする者は、新規の養成工女というよりも優良工女であり、養成工女を養成するための「教婦」を養成することであった。恰も工女養成所が始った

前年明治42年8月県当局は、信濃教育会に対して

工業発達ニ関シ教育上如何ナル施設スベキカ²³⁾

と諮問し

本県現時ノ工業ニ関シテハ製糸ヲ除ク外見ルニ足ルベキモノ尠ク工業助長ノ通豈講ゼザルベケンヤ²⁴⁾

と説明している。信濃教育会は早速同年8月評議会を開き、調査委員11名をあげ調査研究にのり出した。まず此の諮問に対して翌43年下伊那教育会は「将来の施設」として答申し、学校教育以外で「その他の教育」について、

イ 工女教育、諏訪・須坂・松代の如き製糸工場を有する地方に於て同業者組合をつくり工女教育をなすこと

ロ 同上の地方に於て工場監督者の養成をなすこと前2項は最焦眉の急に属す……而して全県下工場に使用する監督者2,000人工女数約45,000人の多きに達す、……今や逐年生産額の増加を見るの時に当りて製糸家の最苦心とするところは如何なる方法によりて善良なる工女を得らるべきかの一点に存するもの如し。

而して更に言わんと欲するところは、従来各地に於て行わる如き1週1・2時間を割きて読書算の一般を授くるが如き姑息的教育を排して具案的方法によりて普通学を授けると同時に技術上の知識と熟練とを得せしめんとするにあり。²⁵⁾（傍点筆者）

と述べている。過酷な労働条件のもとで行われる1週1・2時間の読書算の教育が、従来各地で行われていたということ自体に疑問が残るのに、なおそれを姑息的教育と排して、具案的方法による普通学と同時に技術上の知識と熟練を得しめる教育とは一体何を意味したのだろうか。参考までに義務教育6年、高等小学2年の制度が定着し始めた長野県の就学状況についてみるならば第3表の示すごとくであるが、これを44年の女子に例をとるならば、明治38年就学の始期に達した女子を100名とするならば、実質的に就学した者は約85名、そして尋常小学を卒業した者は約64名であり、そのうち高等小学に入学した者は約16名、そして卒業した者は約13名、ということになる。このことは、次稿において本県における年少労働力の造出過程の問題として考察する予定であるが、このような就学状況のもとにおいて、而もす

第3表

年度別	項目別		尋常小学 卒業率	高等小学 入学率	高等小学 卒業率	入学 年度	尋常小学 就学率	日々出席及欠席生 徒百人に付比例	貧窮その他に よる不就学者
	男	女							
M 44	男		89.7%	56.9%	74.3%	M	98.3(村)	92.5%	人 2,060
	女		76.4	24.6	78.0	38	93.5(〃)	84.2	7,349
M 45	男		93.0	54.0	75.3	M	98.3(〃)	92.7	1,981
	女		78.0	24.0	82.4	39	93.3(〃)	85.9	6,681

(長野県学事統計書より作製)

注 尋常小学高等小学の卒業生は、それぞれ同一生徒の入学時の生徒数と卒業時の生徒数の比率である。従って、表右側は尋常小学の入学時(38年, 39年)の就学状況を示した。高等小学の入学率は同一年度の尋常小学卒業生徒数と高等小学入学生徒数の比率を示したものである。

に本県においては、32年「尋常小学校特別学級規程」(県令第46号)が定められていたにもかかわらず、「読書算の一般を授くるが如き姑息的教育を排する具案的方法」による教育とは、一体何を意味していたのだろうか。

さて、このような年少の「養成工女」の普通教育よりも製糸技術上の知識と熟練を目的とする「工女教育」の発想は、愈々同年号において集約され県当局に答申されている。それは県立の工業学校を新設して製糸科を設け「此科には本科の外修業年限1ヶ年の別科をおく」とし、

3. 製糸科において養成せんとする所は工場における工女の实地監督者なり、工女を指導して精良なる生糸を製出せんと力むる所のものなり
4. 本県に於る製糸工女数は約5万人にして、而して其監督者は2,000人に上るといふ、然らば即ち総ての施設にして其の当を得ば此種卒業生が製糸家より需要せらるべきは疑を入れず更に此の科の別について一言せんとす。
1. 別科に於て養成せんとするものは今の所謂教婦及之に相当するものなり即ち实地製糸に従事する工女を入学せしめ一年間之れに適當なる教育を施さんとするなり。
2. 製糸科は練習所として製糸工場を要すべし、従って此工場を設くるには、多額の費用を要すべし従って各地に製糸徒弟学校の起らんことは容易に望むべからず、此に別科を設けて此の種の必要に應ずる所以なり、

ここに答申された「工女教育」の意図するところは、年少未熟な養成工女の技術的養成の役割を果すべき「教婦」と、その教婦の上に立ちて、工女全体を指導監督(悪名高き検番を専門化したもの)する「製糸係」「世話

方」の養成を直接の目的とするものであった。然し此の種の県立工業学校が答申通り設立されたかは明らかでない。県下には明治39年頃より多くの組合立の農蚕学校等が設立されるが、県下唯一の県立工業学校が設立されたのは、ずっとおくれて大正6年であり、諏訪蚕糸学校が設立されたのは大正8年である。また教婦の養成については、さきに述べたごとく、明治45年設立の上田蚕糸専門学校における教婦養成科(2ヶ年の修業年限で15名~20名位)が設立されたのは昭和6年のことである。

さて、以上みてきた「工女教育」の視点は、「読書算の如き姑息的教育を排し」技術上の知識と熟練を得しめることを直接目的とするところにあり、従ってその目的を達成するためには教婦の養成が、またその主眼とならなければならなかった。そこで次ぎに問題となる視点は、当然第3表にも明らかにしたごとく、特に明治期において、義務教育未熟学・不就学の年少労働者としての製糸工女の教育の問題である。

II 「就学問題」と「工女教育」

——明治33年の「小学校令」

第35条36条を中心として——

大正2年度の「長野県学事統計」は、

県にあっては、明治44年1月学令児童就学奨励会準則を發布して、市町村村学校組合内の有志者をして、貧困又は其の他の事情のため、就学し能はざるものために、児童の家庭状況を参酌して、教科書及文具料弁当料雨具料被服料等、を給与し、或は貸附せしめて義務教育の完了を期せしむるに努めたり(此の間の県下各郡の状況については本学紀要第21号において明らかにした)。

之がため、同年同月県は更に学令児童就学奨励補助規程を發布し、市町村町村学校組合に於て、学令児童就学奨励会に補助金を与ふる者あるときは、其市町村町村学校組合に対し、県費を以て其補助額の二分の一以内を補助し、以て就学奨励上の一助とせり

而して、県は明治34年4月尋常小学校特別学級規定を發布し（県令第25号による改正の誤り）貧窮其他特別の事情あるもののため、尋常小学校内に特別学級を設け当該学校の教科目並に毎週教授時数に依らずして教授をなし得るの便を与ふるの制を設けたる以来松代須坂等の製糸場に於ては、其雇傭せる製糸工女のため夜学部を設立して、就学普及を計るものありしが、近來本県製糸工業の進歩に伴ひ、工女出嫁をなすもの数益々増加の傾向あり、本年度の調査によるも本県管内を通して学令児童にして就学の義務あるもの工女として収容せらるるもの数3千人の多きに達したるを以て、県は各郡市内訓を發して、各地製糸工場主を集めて、工女教育の必要と其教育方案を指示し、大正3年度より工女特別教育方案を実施せんとするに至れり、従つて児童の学籍調査を厳密にし、就学の義務を免るものなきことに努めんとす

而して、別に冬季に工女子守職工等の就学に便利なる時機に於る各町村実業補習学校生徒入学の勧誘出席の督促を行ひ、其出席日数及其成績等に応じ、就学奨励会より金円物品等を与へて其出席奨励に努めしめたり。()内と傍点は筆者

と、県当局は明治32年の「尋常小学校特別学級規程」(34年同改正)以来、製糸工女の増加に伴ひその効果はあがらず苦慮している姿が、よくうかがえるのである。第3表につづき、次の第4表をみるならば、なおいっそうこの間の事情が明らかになるのであろう。

第3表と較べて、年々就学率（実質的就学率も）、卒業率等は向上し、貧窮その他による不就学者を減少してきているが、「学令児童にして就学義務あるもの工女として収容せらるるもの数3千人」という報告は、貧第4表

年度別	項目別 男女別	就学率	日々出席及欠席 生徒百人付比例	貧窮その他による 不就学者	尋常小学	高等小学	高等小学	14才未満 工女数
					卒業率	入学率	卒業率	
1	男	98.9	93.8	2,006	90.7	53.2	74.3	
	女	97.5	88.2	4,584	78.8	24.0	78.0	
2	男	99.2	95.7	1,539	82.3	56.8	75.3	5,797
	女	98.1	88.9	3,464	75.6	26.9	82.4	

(長野県統計書・長野県学事統計書より作製)

注 第3表と同様の方法により算出した、14才未満の工女数はM44・45年のものを記入した。

窮その他による不就学者数と、14歳未満工女数とからみれば、なお控え目の報告といわざるをえない。第3表とともに、大正期に入つても、なお義務教育未就学ならびに半途退学の者が、大量の年少女子労働力（14才未満）として造出されていったか明らかである。だからこそ初等普通教育の欠を補うための「工女教育」が緊喫のことであつたかがわかる（拙稿紀要第21号の第8表の(1)及び(2)によつても、大正元年における本県の不就学児童と年少労働者（14才未満）の実数とその割合は全国でも上位に属することを明らかにした）。またこの報告のなかで（傍線の部分）最も注目すべきは、各町村の実業補習学校（その学校数においては、明治35年に本県は全国1位となり、大正2年の学校数は410校を数える）が、大正期に入つても、なお義務教育機関の代位的機能を果していたということである。この意味においても、実補が勤労青少年の教育として、わが国のみならず信州教育の歴史のなかで、大きな役割を果していたものと考えなければならぬ。それは学校教育の代位的機能という意味のみならず、社会教育の意味において、なおいっそう重要な役割を果すものである。

さて、大正3年度「工女特別教育法案」実施前後の事情については、林三平氏が「日本における義務教育制度の歴史的考察(二)」³¹⁾における「学令児童保護対策と製糸工場特別教授を中心として」³²⁾において、本県の上伊那郡の実態資料にもとづき深く考察されているが、これ以前、すなわち明治32年~34年の「特別学級規程」の公布・改正実施前後の初等普通教育の欠を補うための教育が製糸工場内において、いかに行われていたか、特に工場内において夜学部などを設けて、どのように行われていたであろうか。（林氏は明治期を中心としては、主に本県の子守教育—高遠町の資料等—について論じている）

大正3年度より実施せんとした「工女特別教育法案」（正確には「製糸工場特別教授実施要項」）なるものが、内訓として発せらるるに至つた理由は、就学問題は申すまでもなく、明治31年9月の「工場法案」（正確には明

治20年の「職工条令制度」が廃案にされて以来、明治44年の骨抜き法案「工場法」成立までの事情が深く絡まっている。(前記林氏の論文参照)それは就学問題と、原生的労使関係の維持によって、あくなき搾取を計らんとする企業主の野望との矛盾的象征であったといえないであろうか。この矛盾を更によく象徴するものこそ、明治33年8月「小学校令」(勅令344号)であり、その第35条・第36条と同法施行にともなう、文部大臣による訓令であるといえよう。

就学ニ於テハ之ニ関スル規程ヲ明確ニシテ義務教育ノ施行上不便ナカラシムコトヲ期セラレタリ近年各地方ニ於テ学令児童ノ調査ヲ精確ニシテ就学ノ督促ニ務ムルカ如キモ自分一層義務教育ノ普及ヲ図リ邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ徒ナカラシメ以テ國基ノ鞏固ヲ図ルヘキナリ而テ改正小学校令中雇傭ニヨリテ学令児童ノ就学ヲ妨グルヲ得サルコトヲ規程セラレタルハ苟モ未ダ尋常小学校ノ教科ヲ卒ラサル児童ハ仮令貧家ノ子弟ナリト雖モ之ヲ雇傭セザラシムルノ旨意ニアラス寧ロ雇傭主ヲシテ簡易便宜ノ方法ニヨリテ其ノ雇傭スル児童ニ教育ヲ施サシメントスルノ精神ニ外ナラス³³⁾
(傍点筆者)

と、学令児童の就学を妨げてはならないが、といって貧家の子弟でも雇傭してはならないというのでなく、若し雇傭したならば「簡易便宜ノ方法」によって教育を施せというのである。而もその「簡易便宜ノ方法」とは、

第36条 学令児童保護者ハ就学セシムヘキ児童ヲ市町村立尋常小学校又ハ之ニ代用スル私立小学校ニ入学セシムヘシ但シ市町村長ノ許可ヲ受ケ家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小学校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得³⁵⁾

ということであった。このような中途半端な就学規程を設け、文部大臣をして苦慮した訓令を出さしめるに至った理由は、明治31年の「工場法案」の発表(50名以上の工場適用、10才未満の幼児使用、14才未満職工1日10時間以上の使用禁止)にともなう企業主群からの強い圧力が働いたものといえよう。このことを最もよく物語るのは、第3回農商工高等会議(明治31年)における田口卯吉氏の少年工使用制限の反対論である。

14才以下の職工若くは婦女を使います所の工場というものは実に多い、信州辺りの生糸の如き其4分の1は14歳以下の婦女である。……斯の如き工場に向って14歳以下の婦女は、一日に何時間より働くことなら

ぬというようなことをして、夜業の場合には^(ママ)どうと云ふ様な規定を致したならば、生糸の売行きが盛に殖えたとき徒らに生糸の売れるのを見ながら、此の工女を使ふということが出来ないという真が出て来る。今日日本の生産と云ふものは斯の如き規程を以て縛る場合ではないです。何処までも発達し出来るだけ発達させなければなるまいと思う。此の場合に於て或は十歳以下の子弟を職工に使うことはならぬというのは何である。今日此の労働問題を主張さるる御方は或は慈善的の考から出た如く、或は衛生上の考えから出た様に思われる人もある。併ながら本員が彼の英国辺りで幼年労働者のことを規定すると云うことの起った歴史を見ますれば、決してそんな原因ではない。年を取った職工が若い安い賃金の職工が遣入られて困るので、其職人が工場主に向って反対した所から斯う云う規定が起った、……それを以て来て慈善家とか、或は衛生家が之を主張して、10才以下は云々とか、14才以下は云々とか、婦女は云々と云うけれども、事實は、それより外ない。されば今日日本の現状に就いて先づ10歳以下の者を禁ずるとか、衛生に害があるとか、教育に害があるとか言いますけれども、10才以下の貧民が工場に往くのは少しも憐れむべきことではないのみならず、実に嬉しがるので……今日貧民の事情と云うものは、恐らくは当局者辺りの御推察より甚だしいことがある。今日10歳以下の子弟の父兄たるものは、どう云う生活をして居るか、例えば彼の封筒を作るとか、或は書物を折るとか云う様なことをして、其母あたりが日々取る所の賃銭と云うものは10銭とは取らぬのです……³⁶⁾

と、10才未満或いは14才未満の子弟が、工場に働きに出るのは当然のこととした、当時の資本主義経済下における代表的なまた支配的な意見であったのである。この支配的な意見が、33年の小学校令にともなう文部大臣訓令に、なんらかの圧力的影響を与えなかったとは、いいきれないであろう。

さて、それならば、このような状況のもとで、多くの義務教育未就学不就学者及び児童を収容している本県の製糸工場は、いかなる「簡易便宜の方法」を実施したであろうか。さきの大正2年の学事統計の報告³⁰⁾において特別学級規程が設けられて以来、松代須坂等の工場において夜学部を設け実施したとあるが、それはいかなるものであったろうか。

本県における工女教化施設に関する最初の意見は、明治11年諏訪郡下諏訪村の樋口愛之助並に同郡平野村武井國吉より提出された「工女教育機関設置意見」である

と、信濃蚕糸業史は報じている。

年々歳々製造人ノ増加ニ競べ生糸年々勢ヲ失フハ如何ナル所以ト熟考仕候処只製主ト工女トニ有之候製主ハ製糸ノ悪製ノミヲ責メ工女ハ給ノ厚薄ト不同ナルヨリ種々ノ不平ヲ生シ互ニ誠実ヲ失ヒ製主良製ヲ欲スト雖モ工女意ニ不従故ニ真ノ良製糸稀ナルヲ以テ自然勢相衰候モノト愚存仕候……誠ニ今日ニ此弊ヲ改メサレハ製糸ハ只繭ヲ以テ糸ニ引クノミヲ事トシ終ニハ大切ナル御国産ヲモ空シキモノト成スニ至候半若然ル時ハ外人ノ笑ヲ受クルノミナラス富国強兵ノ幸福頼テ来ル所ヲ失フニ至ルヘシト日夜憂慮仕候依之自今此弊ヲ改ムルニハ今一層御保護ヲ加ヘラレテツノ製教所ヲシテ規則ヲ被クルニ及フ無ク而教師ヲ撰シテ工女ヲ集メ試験ヲトケテ等何給何円ノ免状ヲ与ヘハ各自勉勵ノ念ヲ起シ忽熟練スルモノ多キニ至リテ真ノ上品ヲ製出ス可キハ鏡ヲカケテ覽ルカ如クニ候就中其教所ヲ設ケ如此シテ授業中ニ休暇ヲ与ヘ人倫ノ道ヲモ説示セハ女子ノ教育モ從テ相成リ各々今日マデノ不品行ナルモ独發明シテ改ムルニ至リ可申各品行ヲ正シクシテ只管其業ヲ勵スル時ハ自然製スル所ノ物モ又上品ニ成シ得ヘキハ申スマテモ不可有之凡製糸ノ工女タルモノハ先中等以下ノ人多シトハ乍申十一二歳ヨリ其業ニ属キ他ニ嫁スルノ機ニ臨テ始テ婦女子ノ道ヲ踏ミ或ハ家ニ不政ヲ生シ或ハ孝貞ノ道ヲ失フ物不少モ全ク幼年ニシテ父母ノ手ヲ離レ女子修身ノ教育ヲ受ケサル故ナルヘシト被存候(以下略)³⁸⁾

と、長野県令橋崎寛直代理、長野県大書記官松野篤に陳情している。すでに明治11年にして、原生的労使関係の中における労務管理的立場よりの「製教所」³⁹⁾としての企業内教育の発想と、その原型をみることができる。この陳情が、どのように処理され実現されたかは明らかでない。然し個々の企業内において実施された事例として、下伊那郡竜江村二百目製糸工場の例があげられる。この工場の創業は明治8年であるが、工女教育が何年から行われたかは明らかでない。

被傭人と休戚を共にすること被傭人と工場主との関係は家族主義による故に工男工女の衛生教育経済等親切利益を有せしむるの上に工場主の利得するを旨とせり⁴⁰⁾

と徹底した家族主義的経営策(事業の範囲は家族の行届く範囲に限るべし故に五十釜を以て限度とす)⁴¹⁾のもとに、まず衛生注意及設備として、

1. 運動を奨励し運動場を設けブランコ遊動円木其他各種の運動具を設備し夕食後は必ず夫妻之れと共に運動す
2. 食事は其配合方(材料の範囲に於て)に注意して予定を設け被服はよく洗濯せしめ日光に晒らさしむ特に夜具に於て然りとす居室は空氣の流通に力め其の一人に対する割合は二畳敷に當る(一般は一畳なるが如し)而して尤も清潔にす(當番ありて之をなす)
3. 顧問医をして健康診断をなさしめ病を未發に防ぐを努む嘗て永年伝染病患者ありたることなし又凡て病者は少しと云う⁴²⁾

つぎに教育上の施設としては、

1. 教育を二様とし一を直接に工女技能を得せしむるものとし一を普通の教育をなせり甲は工場にて実習し乙は夜学によりて之をなすものとす。
2. 普通学科は読書習字作文(手紙)算術(珠算)とし各學歷によりて之を課することとす故に別に學級あるにあらざり裁縫を課し隨時唱歌をも授くることあり。
3. 夜学は毎夜30分以上1時間とし(普通科)外に裁縫を1時間以上課すること普通学科は小学校教員に委して教授せしめ(顧問として一人あり)裁縫は当家妻の担任することとなれり又修身につきて最も重きを置き毎週數時之を教授し同上小学校教員の立案に基き当家妻之を參酌して教授することとす同科には如何なる事情ありとも欠席するを得ざらしむることとせり工場に入りしもの皆相應に実用的知識を得年若き者は他日嫁入後の便益莫大にして其成績の顯著なるより近傍の信用を益々増加せしめたり当工場に入るものは單に勞銀を目的とするにあらざりして他日役に立つ人となるを目的とするに至れるが如し⁴³⁾

と、報告記述されているが、なかば自画自賛的な面もうかがわれるが、本工場の教育施設等については、相当評価されてよいものといえよう。というのは、同書(大正5年2月発行)において、下伊那郡鼎尋常高等小学校が「工男工女家庭就学制申合」とし、その第1条において、

工場主にして尋常小学校の教科を修了せざる学令児童を雇傭するものは小学校令第35条の趣旨により同児童に対し家庭就学の制を施す義務あるものとす⁴⁵⁾

とあるが、ここにいう小学校令第35条とは、明治40年3月の小学校令改正(勅令第52号)によるものであり、それは、すでに述べてきた明治33年8月の小学校令第35条を、そのまま受け継ぐものであり、樺山文部大臣の訓令の意図も、そのまま生かされたものと考えられる。然しながら、この就学制申合が何年になされたかが不明であるところから、前記竜江村の工場における工女教育との関連もまた不明といわざるをえない。然し、就学制申合が報告記述された「長野県教育事蹟一斑」が、大正5年の発行ということからすれば、愈々問題の「工場法」施行にともない、益々35条の意図するところを実施せざるをえなかったところより申合せがなされたものといえよう。このように考えれば、前記竜江村の例は、42年の報告記述であり、而もその報告記述の仕方等よりみて、当工場の工女教育は、或いは33年を前後して行われていたものと考えられる。

さて、このようにみえてくると、明治33年8月の小学校令(第35条)と、それともなう文部大臣訓令の意図が、本県の製糸工場においてどの程度達せられたものか、十分に実証できない。然し、ここにその唯一の資料として、あげられるものは、埴科郡松代町六文銭合資会社の工女教育法である。

本工場は明治33年10月より工女教育を開始し小学校令第1条の旨趣を遵守し兼て現在及将来の生活上に必須なる智識を授け其教科目課程等左の如し⁴⁶⁾

と明記してある。六文銭合資会社なるものが、本県器械製糸の創業期に大きな役割を果たした「六工社」の後身であるかのごとく考えられるが、その六工社における工女教育については、横田英子の「富岡後記」に明らかにされ、信濃蚕糸業史にも特に記述されているところである。この意味からするならば、当工場の工場教育法が、つぎに照会することく、誠に整然と組織的に行われたことは、或いは当然と言えるかもしれない。

一 教科目、尋常科六学年までの範囲に於て、修身、国語、算術(珠算)裁縫、体操、唱歌を補習的に学習せしめ学習年限は4ケ年とす但し裁縫は普通学習をアリたるものに授く

二 授業時間並に毎週時間割、学習時間は毎年10月1日より翌年3月31日まで毎夜7時より9時までとし

修身	国語	算術	体操	唱歌	裁縫	計
一	七	三	一	二	ノ	一四
一	ノ	一	一	一	十	一四

- 一週の授業時間を14時とす其教授時間割左の如し
- 三 休業日 三大節及年始年末業務休日の夜とし定時業務休日は月2回(毎月15, 30の両日)とす
- 四 生徒数、42年2月普通科尙百六十八名裁縫科三十七名あり学力の進度によりて普通を五学級に裁縫専修を単級に編制す
- 五 教室坪数、尙百拾八坪(但兩中体操室をも含有す)
- 六 教育及幹事数、男教員參名、女教員尙名とし男女教員とも松代尋常高等小学校在籍者とす他に男幹事尙名女幹事三名とす、但男女幹事とも会社内勤務職員中より選任す。
- 七 学用品は書籍、筆墨、紙、裁縫用具其他雑品とし一切社員にて支給す

八 経費41年度予算

科目	報酬	消耗品	墨具	雑費	合計
金額	132円	93円	50円	50円	325円

事由 教師及 電燈石油 毎年平 (金額は算用数字に筆者が書きかえた)
幹事 炭其他 均額 同前

教授の方法は普通の教育法に依り夜間休業期内に於て随時講和、体操、遊戯等を課し又修了者を以て同窓会を組織し毎月一回開会して相互有益なる談話並に業務上の研究談をなし知名の士を聘して講話をなせり運動会は年一回とし又修学旅行をなせり該教育施設以来の効果として見るべきものは、

第一 修身に及ぼしたる効果 座作進退の静肅、言語の改良操行上廉恥を重んじ、家庭との交信を増加し凡て品性の向上を見る。

第二 事業上に及ぼしたる効果 業務の命令を衷心より守り作業時間に能く精励す例へば他製糸場の作業時間午後8時半又は9時のものと当製糸場の午後6時半のものと作業工程には差なきが如し。

33年以来卒業者尋常科137人補習学習者卒業以上186人にして普通学の習者1,193人なり而して工女総数579人に学習者376人を比すれば100分の64人となれり工女の教育を等閑にする現時にありては最も優良の事績たるへし⁴⁷⁾(傍点筆者)

明治33年以来、かくのごとき企業内における教育、而も「普通教育の欠」を補う意味での教育が行われてきたことは驚嘆に値する。平野村誌によっても「明治41年郡役所より村内製糸工場における慈恵施設についての照会⁴⁸⁾に対し、役場よりの調査報告は左の如くである」として、

(前略) 左記事実アル工場数個有之候

一 教育ニ関スルモノ 臨時(夜間職工ヲ食堂等ニ集

メ道徳修養並ニ勤儉貯蓄等ノ講話ヲナシ、夏季疾病流行ノ際ノ如キハ幻燈会ヲ催シ衛生ニ関スル事項ヲ見聞セシム、⁴⁹⁾

とあるが、明治41年平野村内の製糸工場は59工男数1,187人、工女数10,408人を数える時に、「左記事実アル工場数箇有之候」というに至っては、松代六文銭合資会社の例にくらべ、これまた驚きのほかはない。とするならば、明治33年の小学校令、同訓令と、本県の「尋常小学校特別学級規程」との意図するものは、すくなくも本県の製糸工場においては、十分に普及徹底したとは考えられない。前記12)の紡績工場の実態と、

兎に角も職工教育の真似事に類するは多少存するが如し、然れども11時間半の労働に服し(平野村某製糸工場就業時間表によれば13時間から14時間が普通……職工事情より)夜業に従へるは朝6時工場を退きて読書算術を習い、昼間の就業者は其の疲れたる身体を以て夜間裁縫するを得べきや、或は工場主が称するが如く紡績工場に教育の事ありとするも、其成績を挙ぐる可事得ざるべきを思へば、余輩は断然紡績工場に職工教育なしと言うの寧ろ事實に近きを信ずる者也。⁵⁰⁾

という横山の言は、本県製糸工場の場合においても大同小異のものであったと言わざるをえない。(松代の場合を除き)

従って「製糸教育、技術的方面及智育徳育に関する施設に於ても之が範を示すものなく頗る遺憾の点多かりしが、其後国民義務教育制度実施せらるるに及び、義務教育未了者に対し製糸工場に於ても普通教育を授けざる可からざる事となり、製糸工場中其施設をなすものを見るに至れり、私立片倉尋常小学校の如き之なり」とはい

え、その設立は、すでに工場法施行後の大正6年のことであつたのである。

<註>

- 1) 農商務省商工局編、1967年名著刊行会発行「職工事情」p207
- 2) 信濃蚕糸業史下巻p.1173~p.1174
- 3)~4) 明治史研究叢書第6巻「明治前期の労働問題」p.122
- 5)~11) 前掲蚕糸業史下巻p.1154~p.1162
- 12) 前掲「職工事情」p.136
- 13)~14) 平野村誌下巻p.251~p.252
- 15) 前掲「職工事情」p.187
- 16)~17) 平野村誌下巻p.422.p.412
- 18) 前掲蚕糸業史下巻p.1165~p.1166
- 19)~21) 同上p.817~p.819
- 22) 同上p.1174
- 23)~24) 雑誌信濃教育、明治42年第275号
- 25)~29) 同上、明治43年第281号
- 30) 長野県学事統計書、大正2年度p.4~p.5
- 31)~32) 青山学院短期大学、紀要第14輯p.119
- 33)~35) 明治以降教育制度発達史第4巻p.119
- 36) 「日本産業史」上巻p.471~p.472、帝国通信社昭和3年発行
- 37)~39) 前掲蚕糸業史下巻p.1216~p.1217
- 40)~43) 長野県教育事蹟一斑、明治42年版p.431
- 44)~45) 同上、大正5年版p.286
- 46)~47) 同上、明治42年版p.429~p.430
- 48)~49) 平野村誌下巻p.443
- 50) 「日本之下層社会」横山源之助著、昭和24年、中央労働学園発行p.214
- 51) 前掲蚕糸業史下巻p.1218~p.1219